

令和元年第4回港区議会定例会追加提出案件（概要）

議案第118号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

○ 内 容

（1）議員報酬の額の改定

- ・議長 90万7,600円 → 90万2,600円
- ・副議長 78万5,200円 → 78万200円
- ・委員長 65万3,800円 → 64万9,800円
- ・副委員長 62万6,700円 → 62万2,700円
- ・議員 61万4,700円 → 61万700円

（2）令和元年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・12月支給分 1.85月 → 2.00月

（3）令和2年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.825月 (0.075)	1.925月 (0.075)	0.25月 (0)	4.00月 (0.15)

（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）

※この引上げに伴い、令和元年度以降の期末手当の年間支給月数は、
次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・3.85月 → 4.00月（0.15月）

○ 施行期日 （2）については公布の日、（1）及び（3）については令和2年1月1日

議案第119号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 125万6,500円 → 124万9,500円
- ・ 副区長 101万800円 → 100万4,800円

(2) 令和元年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1. 85月 → 2. 00月

(3) 令和2年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1. 825月 (0.075)	1. 925月 (0.075)	0. 25月 (0)	4. 00月 (0.15)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和元年度以降の期末手当の年間支給月数は、
次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・ 3. 85月 → 4. 00月 (0. 15月)

○ 施行期日 (2) については公布の日、(1) 及び (3) について
ては令和2年1月1日

議案第120号

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

○ 内 容 給料の額の改定

- ・ 93万8,600円 → 93万3,600円

○ 施行期日 令和2年1月1日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

議案第121号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 △0.59%

(2) 令和元年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・令和元年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.15月（再任用職員については0.10月）引き上げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.30月 (0.15)	2.45月 (0.15)
管理職員以外の職員	1.10月 (0.15)	2.05月 (0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.65月 (0.10)	1.20月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.55月 (0.10)	1.00月 (0.10)

(括弧内は、引上げ月数)

(3) 令和2年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1.225月 (0.075)	1.225月 (0.075)	2.45月 (0.15)
管理職員以外の職員	1.025月 (0.075)	1.025月 (0.075)	2.05月 (0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.60月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.20月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.50月 (0.05)	0.50月 (0.05)	1.00月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和元年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間

支給月数は、次のように改定されます。

- ・管 理 職 員 } 4.50月 → 4.65月
管理職員以外の職員 } (0.15月)
- ・再 任 用 職 員 2.35月 → 2.45月
(0.10月)

○ 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)については公布の日、(3)については令和2年4月1日

議案第 122 号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給料月額を引き下げる
ことに伴い、退職手当に係る経過措置を定めるものです。

○ 内 容 令和2年1月1日から同年3月31日までの間における定年退職者等に係る退職手当について、同年1月1日施行の給料月額の引下げがなかったものとみなした額により算出することとします。

○ 施行期日 公布の日

議案第 123 号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴う国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正を踏まえ、印鑑の登録を受けることができない者を変更するものです。

○ 内 容

(1) 印鑑の登録を受けることができない者を変更します。

現 行	改正案
1 15歳未満の者	1 15歳未満の者
2 成年被後見人	2 意思能力を有しない者

(2) その他規定の整備

○ 施行期日 令和元年12月14日

議案第 124 号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定

・平均改定率 △0.48%

(2) 令和元年度の勤勉手当の支給月数の改定

・令和元年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.15月（再任用職員については0.10月）引き上げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1. 30月 (0.15)	2. 45月 (0.15)
管理職員以外の職員	1. 10月 (0.15)	2. 05月 (0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0. 65月 (0.10)	1. 20月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0. 55月 (0.10)	1. 00月 (0.10)

(括弧内は、引上げ月数)

(3) 令和2年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1. 225月 (0.075)	1. 225月 (0.075)	2. 45月 (0.15)
管理職員以外の職員	1. 025月 (0.075)	1. 025月 (0.075)	2. 05月 (0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0. 60月 (0.05)	0. 60月 (0.05)	1. 20月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0. 50月 (0.05)	0. 50月 (0.05)	1. 00月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和元年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管 理 職 員 } 4. 50月 → 4. 65月
管理職員以外の職員 } (0. 15月)
- ・再 任 用 職 員 2. 35月 → 2. 45月
(0. 10月)

○ 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)については公布の日、(3)については令和2年4月1日

議案第125号

工事委託契約の変更について（南麻布四丁目障害者支援施設等新築工事）

本案は、平成29年第4回定例会で承認された南麻布四丁目障害者支援施設等新築工事委託契約について、契約金額を変更するものです。

○ 変更内容

契約金額 16億774万2,481円

→ 15億821万5,304円

(9,952万7,177円減)

○ 理由 受託事業者の工事契約における落札差金に伴う減額及び地中障害物の撤去等に係る追加工事に伴う増額による変更

議案第126号

和解について

本案は、損害賠償請求訴訟事件について、和解するものです。

○ 内容

(1) 事件の要旨

平成18年6月3日、港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝（以下「シティハイツ竹芝」といいます。）において、当時高校2年生であった居住者が、シティハイツ竹芝に設置されたエレベーター（以下「本件エレベーター」といいます。）のかごから降りようとしたところ、本件エレベーターの戸が開いたままの状態でかごが突然上昇し、かごの床面と乗降口の枠の上部との間に挟まれ、亡くなるという事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。

本件事故に関し、区は、本件エレベーターの交換工事等に要した費用を賠償すべき責任があるとして、本件エレベーターの設計、製造及び保守管理をした者、本件エレベーターの設計及び製造をした者並びに本件エレベーターの保守管理をした者に対し、区が被った損害金の支払を求める訴えを東京地方裁判所に提起しました。（平成22年（ワ）第25263号）

その後、審理が行われてきましたが、今般、同裁判所から和解勧告がなされたので、和解により本件事件の解決を図るものです。

(2) 和解事項

ア 各当事者は、今後、本件事故が二度と生じることのないよう、再発防止を表明する。

イ 被告シンドラーエレベータ株式会社は、原告に対し、本件解決金として、3億9,600万円の支払義務があることを認める。

- ウ 被告シンドラーホールディングアーゲーは、原告に対し、被告シンドラーエレベータ株式会社が上記支払義務を負うことを認め、その履行を確保することを確約する。
- エ 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、原告に対し、事故の再発防止及びエレベーターの安全確保等に向けた協力金として、300万円の支払義務があることを認める。
- オ 被告株式会社日本電力サービスは、原告に対し、本件解決金として100万円の支払義務があることを認める。
- カ 原告は、その余の請求を放棄する。
- キ 原告並びに被告シンドラーエレベータ株式会社、被告シンドラーホールディングアーゲー及び被告株式会社日本電力サービスは、原告と被告シンドラーエレベータ株式会社、原告と被告シンドラーホールディングアーゲー及び原告と被告株式会社日本電力サービスとの間には、それぞれ、本件に関し、本和解条項に定めるものほかに、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ク 原告及び被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、原告と被告エス・イー・シーエレベーター株式会社との間には、本件及び東京地方裁判所平成20年(ワ)第36371号事件における裁判上の和解において留保された原告と被告エス・イー・シーエレベーター株式会社との間の清算に関する部分に関し、本和解条項に定めるものほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ケ 訴訟費用は各自の負担とする。